

をしていないと認められる場合は、行政の判断で空き家を撤去されてしまうのだ。

たとえば秋田・大仙市では、11年12月に「空き家等の適正管理に関する条例」

Part3

「ガラクタばかりなんだから」「思い出の品を捨てた」で大喧嘩 「嫁の横槍で骨肉の争いが勃発することもある 「実家の整理は実子で決める」がトラブル回避の鉄則

実家の処分には「お金」の問題がついて回る。それは残された一族の人間関係にも影響を与える。

実家の整理には妻をはじめ家族や親族の協力が必要だが、それがうまくいかないケースも多い。たとえば、首都圏に住む60代男性B氏の場合。B氏は父の死後、2～3か月に



解体には高額費用がかかる

一度は郷里の山口県に帰つて、コツコツと遺品の整理をしている。これが妻には気に入らない。

「飛行機での往復に毎回5万円はかかる。それがもつたいないと妻はいうんです。
“近所の親戚に頼めばいいじゃない”“ガラクタばかりなんだから、全部一気に捨てればすぐ終わる”といふけれど、親子にしかわからぬ思い出の品だってある。そう簡単に割り切れるものがない。お

そらく妻は、実家の固定資産税や光熱費

を制定。行政代執行の規定を盛り込み、撤去費用を義務者から徴収できることに

なった。場合によつては、数百万円単位の請求書が届くこともあるのだ。

「母が死んで2年、私と妹で実家の整理をしているんですが、妹はアルバムなどを引張り出しては母との思い出に浸るばかりで、片付けが進まない。このままではダメだと妻を手伝いに連れて行つたのですが、これが良くなかった。躊躇なくいろいろなものを捨てていく妻を見て、妹が“他人が勝手なことしないで！”と激高してしまった。妻は

“よかれと思つてやつてゐるのに！”と憤慨して、そのうちになるがトラブルにもつながりやすい。

兄弟がいる場合は、助けに来るがトラブルにもつたことがあります。私は“それも

そのため今でも空き家のままにしているんです。

そうしたら実家に比較的近いところに住んでいた弟が、“俺ばかりが片付けや掃除をしているんだから、維持費は兄さんのほうで負担してほしい”と主張してきたんです。私は“それも

そうだな”と思つて認めようとしたんですが、妻が横槍を入れてきた。権利を等分割しているんだから、維持費も等分が当たり前と譲らない。おかげで兄弟間は険悪になつています」

遺品整理でも、こんなトラブルが。

茨城県に実家がある50代後半の男性D氏（都内在住のサラリーマン）がうなだ